

## 安全で安心な社会づくりのために



特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構  
会長 山下 隆

協力雇用主の皆様並びに広島県協力雇用主会連絡協議会の関係者の皆様方におかれましては、平素より当機構の活動に多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当機構は、犯罪や非行をした者を雇っていたく「協力雇用主」を支援し、就業を促進することによって立ち直りを図り、「安全で安心な社会づくり」に貢献することを目的としています。

私たちの目的を達成するためには、非常に地道な更生保護活動を続けていかなければなりません。その上で、協力雇用主の皆様方をはじめ、国・広島保護観察所、広島県保護司会連合会、広島県更生保護女性連盟等、多くの皆様方と緊密に連携していくことが必要不可欠です。

平成26年12月の犯罪対策閣僚会議において、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を成功させるため「世界一安全な国、日本」の構築が不可欠とし、「2020年までに出所者等の事情を理解した上で雇用している企業の数」を3倍（1,500社）にする」と具体的な数値目標を設定していましたが、昨年10月に、この目標を達成したことが政府から公表されました。これも協力雇

用主の皆様のご理解、ご協力があったからこそと考えております。

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、国の施策として「就労の支援」が掲げられています。

また、同法第14条において、協力雇用主とは「犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう」と規定して、わが国の法律上初めてその定義をするとともに、国の行う契約等で協力雇用主の受注機会の拡大を図るよう配慮すべきことが明記されました。

さらに平成29年12月には「再犯防止推進計画」が閣議決定され、国と地方公共団体、民間が連携して再犯防止に取り組むこととなりました。広島県においても国の実施する「地域再犯防止推進モデル事業」の委託を受け、当機構もその一環として各関係機関と連携し「非行少年等立ち直り支援事業」を実施しています。

このように再犯防止に関わる取り組みも大きく変化しており、当機構としましても「安全で安心な社会の建設は、刑務所や少年院から出所した者全員が職に就き、平和で安定した家庭を築くことができる社会である」との信念を持って、就労支援のために一層励むとともに、さらなるネットワークづくりを進めてまいりたいと思っております。今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 就労支援の状況

本年度も残すところ、あと僅かとなりましたが、就労支援の実績は順調に推移しているところです。

## 更生保護就労支援事業

広島県就労支援事業者機構では、平成27年度より法務省から「更生保護就労支援事業」を受託しています。

刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であったことや、無職で保護観察を終了した者の再犯率が、有職で保護観察を終了した者の約3倍に上ることなどから、刑務所出所者等に対する就労支援が極めて重要であり、刑務所出所者等の再犯の防止と早期就労により円滑な社会復帰を実現するため、関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行うとともに、新たな協力雇用主を確保するなどの事業を展開しています。

平成30年度は、60名の刑務所出所者等に対して就労支援を行い、27社の協力雇用主に雇用していただくことができました。協力雇用主の新規開拓についても、新たに83社の事業主に登録いただくことができました。

本年度においては、令和2年1月現在、58名の刑務所出所者等に対して就労支援を行い、14社の協力雇用主のもとでの就労に結びついています。また協力雇用主の新規開拓についても、新たに60社の事業主に登録いただいております。

## 非行少年等立ち直り支援事業

広島県就労支援事業者機構では、平成29年度より、広島県・広島保護観察所と連携し、保護観察が終了した無職少年の就労支援を「非行少年等就労支援事業」として実施していました。保護観察終了2か月前から保護観察終了3か月後までの間の無職の少年に対し、機構独自の事業「就労体験セミナー」を実施して雇用につなげ再犯防止を目指すもので、広島県からは就労体験セミナーにかかる費用の一部を補助いただいております。平成30年度の受講者は2名でした。

本年度からは、広島県が国より委託を受けた「地域再犯防止推進モデル事業」の一環で、各関係機関と連携し「非行少年等立ち直り支援事業」を実施しています。

この事業の対象者は保護観察終了3か月前から

保護観察終了6か月後までの間の無職の少年で、立ち直りに向けた支援を必要としているのにも関わらず公的な支援を受けることができない者に、就労体験をはじめとした就労支援等を実施することによって就労意欲の向上を図るとともに、社会的自立を促進することを目的としています。少年に対する支援ニーズの掘り起こしや支援内容の選定、就労体験の実施やその後のフォローまで関係機関と連携しながら、令和2年1月現在で5名の者に実施し、そのうち2名が協力雇用主のもとでの就労に結びついています。

## 広島弁護士会との就労支援協定

広島県就労支援事業者機構では、平成30年度より広島弁護士会と就労支援に関する協定を締結しています。

この協定は、広島弁護士会に所属する弁護士が担当する者で、今後就労をして更生を希望する者について、機構の支援制度を利用することにより刑が確定する前から支援を開始し、就労することによって地域社会の中での更生を目指すことができます。

平成30年度は6名の者に対して就労支援を実施し、そのうち2名が協力雇用主のもとで雇用いただくことができました。

本年度においては、令和2年1月現在、3名の者に対して就労支援を実施し、そのうち1名が協力雇用主のもとでの就労に結びついています。

## 就労体験セミナー

広島県就労支援事業者機構では、独自の事業として「就労体験セミナー」を実施しています。

このセミナーを受講する保護観察対象者等は、就職を目指している職種の協力雇用主のもとで就労を体験します。保護観察対象者等は就労に向けた生活リズムや心構えを身につけることができ、協力雇用主は保護観察対象者等の仕事に対する適性などを見ることができます。

平成30年度は23名に対して実施し、18名がセミナー体験後の雇用につながりました。本年度も令和2年1月現在、14名に対して実施しており、10名がセミナー体験後の雇用につながっています。

## 令和元年度 協力雇用主研修会の開催

令和2年2月6日、広島市の東区民文化センターにおいて広島県協力雇用主会連絡協議会と広島県就労支援事業者機構、広島保護観察所の共催により、「令和元年度 協力雇用主研修会」を開催しました。

協力雇用主会の設立されている13地区の協力雇用主と保護司、それに機構の就労支援員、広島保護観察所の職員が加わり総勢51名が参加しました。

研修会では「地区保護司会と地区協力雇用主会の連携について」をテーマに、各地区会での取り組み状況の発表と協議を行いました。

各地区会から寄せられた取り組み状況には、「お互いの総会に出席する」「社会を明るくする運動での連携」「合同で矯正施設などの視察研修」などが多く見られました。

また、地区の垣根を越えて交流を進めている地区会もあるなど、保護司会と協力雇用主会の連携をさらに深めていく中で参考になる取り組みも多くあり、とても役に立つ研修会となりました。

御多忙の中にも関わらず御参列いただきました皆様、誠にありがとうございました。



(左から) 瀧澤広島保護観察所長、牧尾協力雇用主会長、間所機構常務理事



研修会出席者

## 広島県協力雇用主会連絡協議会より

広島県協力雇用主会連絡協議会は、平成10年3月27日に結成され、更生保護の趣旨に賛同して各保護区で結成された県内の地区協力雇用主会を会員として組織しており、事務局は就労支援事業者機構に置かれています。

地区協力雇用主会は、中、東、南、西、安佐南、広島佐伯、東広島、大竹、呉、竹原・大崎上島、尾道、三原、福山の13地区に設置されており、県内の約630の協力雇用主のうち、276の協力雇用主がそれ

ぞれの地区会に加入しています。

地区協力雇用主会に加入すると、地区会および連絡協議会等が実施する矯正施設参観等の各種研修会に参加できたり、地区会で開催される各種行事の参加により、異業種間での交流を持つことができます。

地区協力雇用主会に関心を持たれる方は、下記までご連絡ください。事業所所在地の地区会とお取次ぎいたします。

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局 TEL 082-211-2240

## 広島県就労支援事業者機構より

来る令和2年5月19日(火)午後1時より広島県立総合体育館中会議室において「令和2年度 広島県就労支援事業者機構 理事会・総会」を開催いたします。新年度を迎え新たな活動の展開につき会員の

皆様と協議いたしたく存じます。会員の皆様には改めてご案内いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願いいたします。

## 地区会だより

### 三原地区・尾道地区協力雇用主会で 合同研修会を開催

三原地区就労支援員 中山 信 弘

令和元年10月17日、三原地区協力雇用主会（会長 坂元 亨）と尾道地区協力雇用主会（会長 山本 勇）は、合同で視察研修会を開催しました。

これは、相互に連携して対象者の雇用促進を図ることを目的とした初めての試みで、当日は三原市にある今治造船(株)広島工場の協力を得て、17名の協力雇用主が造船所内をマイクロバスで見学しました。

東西2 km・南北1 kmの広大な敷地に、長さ約380mのドックが2カ所あり、巨大な門型クレーンが船体ブロックを組み立てていました。案内いただいた総務グループ長の砂田氏は、「ここでは、

1万4千個積みコンテナ運搬船や20万トン貨物運搬船などを建造しており、造船業界も中国や韓国との競争が激しいので、建造期間の短縮化を図るとともに、船の航行速度と燃費効率を高めてランニングコストを低下させるなど、船主の立場に立って量産・低コスト生産に努力しています。現在の従業員は約2,500人で、地区の協力雇用主である会社も塗装作業などを担っており、今後も地域と共に発展したい。」と話されていました。

参加者一同、経営戦略や生産体制など多くのことを学ぶことができ、大変参考になりました。工場見学後、マリナーを望むビヤガーデンで懇親会を行ない、和気あいあい大変有意義な会となり、来年度は尾道地区で合同研修会を行なうことになりました。



今治造船(株)広島工場にて



ビヤガーデンでバーベキューパーティー

### ●事務局よりお願い

この機関紙は、年に1度発行しておりますが、紙面の充実と情報共有を図るため、地区協力雇用主会での活動内容等も発信できればと思っております。

各地区会において「是非掲載して欲しい!」という内容がございましたら、編集・発行事務局までお知らせください。

※事業所所在地や事業所名称、代表者等が変わられた際には、大変お手数ですが下記までご連絡ください。

「就労支援ひろしま」第4号 発行: 令和2年3月1日

〈編集・発行事務局〉

**広島県協力雇用主会連絡協議会事務局**  
**特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構**

〒730-0014 広島市中区上幟町3-26 広島メイプルビル5階

TEL & FAX 082-211-2240

http://www.hiroshima-syuurou.jp/ E-Mail: info@hiroshima-syuurou.jp

人はみな、  
生かされて  
生きてゆく。  
更生保護ネットワーク

